

民生委員協議会負担金交付要綱

平成9年4月1日制定
平成10年7月31日一部改正
平成11年10月27日一部改正
平成14年9月30日一部改正
平成17年12月28日一部改正
平成25年1月18日一部改正
[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、法第20条の規定に基づく民生委員協議会（以下「民協」という。）に対する負担金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(負担の対象及び負担金の額)

第2条 負担金の交付対象は、毎年度4月1日現在設置されている民協とする。

2 負担金は、民協活動に要する経費につき、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較しいずれか少ない方の額以内とする。

基準額	対象経費
次の合算額	民協の活動に必要な次に掲げる経費
(1) 55,800円	(1) 旅費
(2) 4,460円×民生委員定数 (毎年度4月1日現在)	(2) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費）
	(3) 役務費

(負担金の交付の申請)

第3条 負担金の交付の申請をしようとする民協は、負担金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 収入支出予算書

(負担金の交付の決定)

第4条 市長は、負担金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、負担金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに負担金の交付の決定をするものとする。

(負担金の交付の条件)

第5条 市長は、負担金の交付の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 民協は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理しておかなければならない。
- (2) 当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、負担金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及び条件を民協に通知するものとする。

(概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める負担金について概算払の方法に

より負担金の交付をすることができる。

(実績報告)

第8条 民協は、負担事業が完了したときは、実績報告書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて事業完了の日から起算して1ヶ月以内に行うものとする。

(1) 事業実績報告書

(2) 収入支出決算書(又は見込書)

(負担金の額の確定)

第9条 市長は、第8条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる負担事業の成果が負担金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、民協に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、民協が負担金を他の用途に使用し、又は負担事業に関して負担金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは市長の指示に違反したときは、当該負担金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(負担金の返還)

第11条 市長は、第10条の規定により負担金の交付の決定を取り消した場合において、負担事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに負担金が交付されているときは、期限を定めて、当該負担金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月31日から施行し、平成10年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月27日から施行し、平成11年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月30日から施行し、平成14年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行し、平成18年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。